

議案第90号

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年12月11日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額 の100分の120に相当する額に三朝町職員の 給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第 25号）の適用を受ける職員（以下「一般職 の職員」という。）の例により一定の割合 を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19 条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100 分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるの は「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額 の100分の120に相当する額に三朝町職員の 給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第 25号）の適用を受ける職員（以下「一般職 の職員」という。）の例により一定の割合 を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19 条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100 分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは 「<u>100分の170</u>」とする。</p>

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の町長等の給与等

条例」という。)の規定を適用する場合には、改正前の三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて平成29年12月1日を基準日として支給された期末手当は、改正後の町長等の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。この場合において、算定される期末手当に係る差額については、町長が別に定める日に支給する。